

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和5年2月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークベニマル塩釜店

塩竈市字野田14番34号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町5番42号

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
塩釜ショッピングセンター 塩竈市字野田14番34号	（仮称）ヨークベニマル塩釜店 塩竈市字野田14番34号

（2）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヨークベニマル 大高 善興 福島県郡山市朝日二丁目18番2号	株式会社ヨークベニマル 真船 幸夫 福島県郡山市谷島町5番42号

（3）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヨークベニマル 大高 善興 福島県郡山市朝日二丁目18番2号	株式会社ヨークベニマル 真船 幸夫 福島県郡山市谷島町5番42号

有限会社渡幸 渡邊 幸一 塩竈市北浜四丁目9番8号	
有限会社五嶋屋 五嶋 正 塩竈市東玉川町1番11号	
有限会社栄太楼 斎藤 栄樹 塩竈市本町2番16号	
株式会社白松がモナカ本舗 白松 一郎 仙台市青葉区大町二丁目8番23号	
株式会社菓匠三全 田中 裕人 柴田郡大河原町大谷字保科前18番地	
グルメライフ販売株式会社 菊地 肇 仙台市宮城野区福室三丁目16番22号	
佐藤 弘二 塩竈市藤倉二丁目2番5号	
株式会社矢部園茶舗 矢部 勇 塩竈市海岸通2番3号	
有限会社丸惣さうら 佐浦 信哉 塩竈市北浜一丁目4番1号	
東海林無線電気株式会社 東海林 松雄 塩竈市本町6番17号	
株式会社早川薬局 早川 義治 塩竈市玉川二丁目2番13号	
株式会社田中カメラ店 田中 達雄 福島県いわき市平谷川瀬字堂ノ入24番地	
株式会社まんぞくや 斎藤 昭武 仙台市青葉区中央二丁目2番23号	

4 変更の年月日

- (1) 令和5年1月25日
- (2) 令和3年2月11日
- (3) 株式会社ヨークベニマルの代表者及び住所の変更 令和3年2月11日
その他の変更 令和5年1月25日

5 届出年月日

令和5年1月25日

- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び塩竈市役所
- 7 縦覧期間
令和5年2月7日から令和5年6月7日まで（ただし，閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。